

## 日光市飼い犬のふん害等の防止に関する条例の改正原案に係るパブリックコメントの結果について

### 1 意見募集の実施状況

#### (1) 意見の募集期間

平成26年9月1日(月)～平成26年9月30日(火)

### 2 意見の提出状況

意見提出者数：1名 意見総数：1件

### 3 意見の内容及び市の考え方

項目	意見	市の考え方	改正原案の修正
市民の責務 (第4条)	飼い主でも占有者でもない第三者の市民の立場から、条例の趣旨を遵守するための具体的な施策が欲しい。	飼い犬のふん害等に関しては、飼い主や土地の占有者に当たらない場合には、その当事者にはなりません。しかし、飼い犬のふん害防止に関する意識の高揚を図るためには、当事者及び非当事者の区別なく市民の理解と協力が必要であることから、第4条において「市民」としてその責務を定めています。 なお、ご指摘の具体的な施策については、今回改正の主旨と異なりますので、条例を運用する際の参考意見とさせていただきます。	なし